

令和 5 年 6 月 19 日現在

機関番号：34420

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K18260

研究課題名（和文）地域での子ども包括支援に向けたセンター型支援の有効性の検証とあり方に関する研究

研究課題名（英文）Research on the ideal way and verification of validity of a regional comprehensive childcare support center

研究代表者

吉田 祐一郎 (YOSHIDA, Yuichiro)

四天王寺大学・教育学部・准教授

研究者番号：90522772

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では「子育て世代包括支援センター」と「児童家庭支援センター」を中心として、地域における子ども包括支援の有効性について検討した。調査活動での先進的な事例整理などから主に次の3点の成果が得られた。1点目は、センターの利用者を増やすなど、ニーズのある利用者とのアプローチの工夫（アクセシビリティの確保）である。2点目は専門職間の連携を有機的に図るための仕組みの内容である。3点目が子ども包括支援を行うための専門職の配置を含めた専門性の確保についての視座である。このほか現在までの支援活動について地域間格差が生じていることから、支援機能の向上と地域資源の充実に ついての課題が存在することも整理できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究で取り上げた子育て世代包括支援センターおよび児童家庭支援センターのほか、市区町村の現行の子ども家庭総合支援拠点や、2024年度に設置構想されるこども家庭センターなど、子どもと子育て家庭に対してのセンター型での支援は更に重要性を増すと考えられる。専門性を担保した上でのセンター機能の充実を進める方向性ととも、他方で子どもや子育て家庭がこれらのセンターを如何に身近に感じることができ、必要に応じて積極的に利用できるかについての視点も今後分析する必要がある。その一助として、現行のセンター型支援が効果的に展開されている先駆的事例の調査について一定の意義があったものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：In this study the validity of regional comprehensive childcare support, mainly focusing on a “comprehensive support center for families with small children” and a “support center for child rearing families” was examined. The following three results were obtained by organizing leading-edge cases during the survey activity. First is planning out how to approach the users in need, i.e. securing accessibility, such as increasing the number of the center users. Second is a system that organically seeks out cooperation among specialists. Third is a vantage point for securing a specialty, including the placement of specialists who provide comprehensive support for children.

In addition, since there have been regional differences in support activities to date, we were able to recognize that there are issues on improvement of support functions and enhancement of resources.

研究分野：子ども家庭福祉

キーワード：地域子育て支援 子ども・子育て家庭の包括的支援 相談者からのアクセシビリティ

1. 研究開始当初の背景

日本では児童虐待問題など、子どもの生命や生活に影響する問題が社会問題化している。このうち児童虐待対応について、これまで児童相談所および市町村において相談受理が行われ、子どもの保護および保護者への指導をはじめとする相談支援体制を整備している。しかしながら児童虐待は年々増加の一途を辿り深刻な事態となっている。

これらの子どもを取り巻く深刻な状況を背景として、平成28年には児童福祉法改正が行われ、市区町村および児童相談所の体制強化が進められることとなった。このなかで、市町村においては母子保健法において規定される母子健康包括支援センター（以下、「子育て世代包括支援センター」とする）を児童福祉法上においても法定化され、全国の市町村への設置が展開されてきた。

市町村の相談基盤体制が充実する一方で、児童虐待の対応事例のほか子どもの発達障害に関する事例の増加や、子どもの生活する家庭の貧困問題等も顕在化してきていることから、児童相談所や市町村が行政機関に集約される専門支援体制に至るまでの、地域における予防的相談基盤の強化を図ることが求められる。これは子ども家庭福祉領域でも地域相談体制および個々の事例に専門職を設置した援助展開ができる、地域における子ども家庭支援体制拠点の充実を図るということといえる。

2. 研究の目的

本研究では、子どもの生活課題に関する相談窓口および直接的なサービスの実施が期待される子育て世代包括支援センターおよび児童家庭支援センターにおける役割について、児童相談所および関係機関との連携体制および支援体制の実際について調査する。この検証を通して、子ども・子育て支援における地域におけるセンター型相談支援体制の機能検証による必要性の提起と、相談者視点に立った相談に有効なアクセシビリティのあり方について検討する。

本研究を通して、相談基盤体制の共通点と特性について整理し、各センターの役割の明確化を図るため、センター型相談支援体制の状況把握を行うことを通してセンター型相談支援体制の必要性について検討する。この結果を踏まえて、地域における包括支援体制のひとつの機能として求められる、子育て家庭や地域住民からの相談に至るアクセシビリティのあり方について提起する。

3. 研究の方法

全国の児童家庭支援センターおよび子育て世代包括支援センターへの質問紙調査の実施、質問紙調査の調査協力を得られた両センターへのヒアリングの実施、両センターの所在する関係機関（協力住民・学校等）へのヒアリングの実施、両センターと関係機関との連携の成果検証および地域におけるセンターの設置を進めるための基盤体制についての検討とする。

4. 研究成果

本研究の期間で、本研究の方法を大きく見直さざるを得なかった2点の事象・動きとして、1点目が国における子育て包括支援に関する制度および政策の進展がありその情報収集および見極めに時間を要したこと、2点目に新型コロナウイルス感染症（Covid-19、以下「新型コロナナ」とする）の発生である。

1点目の制度的環境下の変化に関しては、平成29年の「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」の制定および「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」による当該センターの業務の均衡化が図られたこと、令和元年6月の児童福祉法の一部改正等である。また、児童家庭支援センターについては全国児童家庭支援センター協議会による研究事業が、子育て世代包括支援センターについては厚生労働省による委託研究を含めた概況調査が行われたことから、本研究で想定していた調査内容と重複するもありセンターへの質問紙での全数調査を見送ることとした。これは、新型コロナの発生・流行により国による緊急事態宣言等の発令やその対応が行われたことから、母子保健機関を含めた行政機関や、民間の児童家庭支援センターなどでの支援に多大な影響がかかる社会的状況でもあったことから、関係機関へのヒアリングの実施についても延期せざるを得ないと判断した。

一方で、当初の研究目的を可能な限り達成させるために、新型コロナの流行状況を考慮しながら当初のアンケート候補案を踏まえて電話およびWeb会議システム、郵便を用いたサンプリング調査を実施するとともに、十分な感染防止対策を講じた上で子育て世代包括支援センターおよび児童家庭支援センターへの実地調査によるヒアリングと、支援に関する資料収集を実施した。

これらの資料収集及びヒアリングによる情報の結果を元に分析し、支援を進める際に求められる視点について検討を行った。（なお、後段の事例整理時には個別の自治体名やセンター名は匿名化した上で掲載する）

児童家庭支援センターは児童福祉法第44条の2において位置づけられた児童福祉施設である。

行政からの委託事業として実施されることも多く、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行うことなどを目的するものとされている。同センターは児童養護施設や乳児院等の社会的養護領域の児童福祉施設に併設されていることが多いこともあり、24時間365日体制で相談業務の対応や夜間・休日に対応しているセンターや、児童福祉法に規定される要支援児童や特定妊婦などに支援が可能である。一方で業務内容については市町村と連携して地域の子育てからの相談に広く取り組んでいるセンターや、特に支援が必要な家庭への訪問型(アウトリーチ)支援に力点を置いて支援しているセンターも確認された。

また、子育て世代包括支援センターは母子保健法第22条において、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として市町村に設置することを努力義務化しており、法律上は母子健康包括支援センターとして位置づけられている。平成29年8月には厚生労働省が「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」を策定、母子保健分野と子育て支援分野での支援を図られている。また同ガイドラインではセンターにおいて各地域の強みや特性に応じて柔軟に運営されるものとしている。

本研究においては、民間が設置することが多い児童家庭支援センターと、市町村が設置する子育て世代包括支援センターの設置者の違いがある中で、双方が地域における子育て支援機能を担うとともに、支援展開上において各々に多様にしている事例や工夫が確認された。このことから、本研究テーマで取り上げる地域での子ども包括支援に向けたセンター型支援を進める視点として、次の3点から整理する。

(1) センターと利用者とのアクセシビリティの確保とアプローチの工夫

(調査自治体の事例の一例)

- ・地域子育て支援センター(児童福祉法第6条の3 6号に位置づく地域子育て支援拠点事業)の子育て支援活動と連動させ、子どもの遊びと子ども・保護者の交流を図る活動を全面的に支援メニューとして位置づけ、来館者を増やしている。その上で来館者からの相談体制を構築している(A市)。
- ・市の中心地となる駅前にセンターを設置、アクセス環境を整備している(B市)。
- ・子育て世代包括支援センターを保健センターに併設させ、妊娠届の提出と母子健康手帳の発行の際に実施するアンケートを保健師と一緒に回答する(C市) またはアンケートを母親が記入、その後に保健師が個々の設問についてその場で確認(D市・E町)するなど、保健師などの専門職を利用者である保護者に身近に感じてもらうなど工夫している。
- ・すべての妊産婦、子育て期の家族にワンストップで切れ目のないサポートを提供する、いわゆる地方版ネウボラを進展させるため、認定された特定妊婦や要支援児童のいる家庭への訪問に留まらず、保健師や保育士が家庭訪問をするなどアウトリーチ型支援に取り組んでいる(F市)。

(2) 専門職間の連携を有機的に図るための仕組みの構築

(調査自治体の事例の一例)

- ・児童の定期健康診査の前に、保育所の保育士に事前アセスメントを実施している(E町)。
- ・子育て世代包括支援センター機能と地域子育て支援拠点を同施設に併設(B市) または同一建物内に設置し(F市) 保護者の来館から相談のニーズを発見、専門職に繋げている。
- ・「母子保健カード」を作成し、親子の生活状況や子どもの発達に関するカルテを子育て世代包括支援センターとして作成している。また、隣接の町内の転居に限り、転居先の子育て世代包括支援センターへ引き継いでいる(D町)。
- ・妊娠届提出時の支援計画(サービスプラン)について、妊婦と保健師・助産師が共に作成している(G市)。
- ・保健センターと連携しながら保育士を中心に子育て家庭への支援を実施(G市)。
- ・要保護児童対策地域協議会の構成員として児童虐待や虐待予防に関して他機関との情報共有や支援上での役割分担を図っている(F市)。

(3) 子ども包括支援を行うための専門職の配置を含めた専門性の確保

(調査自治体の事例の一例)

- ・市内の各地域に保健師を配置(地域担当制)するとともに、本庁に情報を集約し、市全体の支援体制の責任者を配置している(A市)。
- ・アセスメントシートについて、定期的に支援ケースをモニタリングし、書式の見直しを行っている(D町)。
- ・子育て支援事業と母子保健事業の一体的に推進するため、母子保健チーム、包括支援チーム、子ども総合相談チームの体制を組んだ庁内の機構改革を実施した(G市)。

本研究による現在までのセンターによる支援活動についての調査において、各センター機能が機能的・効果的に実施されている地域と、住民によるセンターやセンターが有する機能につい

での認知度の課題や、センターの支援体制や支援内容やについて地域間格差が生じていることが判明した。あわせて、センターを中心とした子育て支援事業とともに、地域全体をフォーカスした子育て支援の向上に向けた地域の関係機関の連携体制の構築と地域資源の充実の必要性についても今後の検討すべき課題が存在する地域がみられた。

児童福祉法等の改正により令和6年から実施される市町村こども家庭センターの設置など、これまでのセンター型の支援の発展を図る段階となっている。子育て世代包括支援センターおよび児童家庭支援センターのこれまでの成果と経験値の蓄積について今後も分析し、本当に求められる子育て支援施策の在り方について検討することが望まれる。

以 上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 『子どもと福祉』編集委員会	4. 発行年 2020年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 4
3. 書名 子どもと福祉 Vol.13	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------